

入札説明書

令和5年札幌市告示第1119号に基づく入札等については、札幌市契約規則、札幌市物品・役務契約等事務取扱要領その他関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 告示日 令和5年3月8日

2 契約担当部局

〒060-0042 札幌市中央区大通西19丁目 WEST19 3階

札幌市保健福祉局保健所医療対策室医療提供体制構築課

電話：011-622-5162

メールアドレス：kansen_sinryohisetsu@city.sapporo.jp

3 入札に付する事項

(1) 役務の名称

令和5年度入院待機ステーション感染性廃棄物処理業務

(2) 調達案件の仕様等

仕様書による。

(3) 履行期間

令和5年4月1日から令和5年9月30日まで

(4) 履行場所

第3入院待機ステーション（札幌市白石区内）

(5) 入札書の記載方法

単価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された入札金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とする。

入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望単価の110分の100に相当する金額を入札書の「入札金額」欄に記入すること。

4 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 令和4年度～令和7年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、大分類「一般サービス業」、中中分類「廃棄物処理業」、小分類「産業廃棄物処理業」、取扱品目「特別管理産業廃棄物収集運搬・処分」に登録のある事業者であること。

(3) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者等経営状況が著しく不健全な者ではないこと。

(4) 入札の適正さが阻害されると認められる次に掲げる一定の資本関係又は人的関係がある者が同一入札に参加していないこと。

ア 資本関係

(ア) 親会社と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

(ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法（平成14年法律第154号）第67条第1項又は民事再生法（平成11年法律第225号）第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

(5) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が構成員単独での入札参加を希望していないこと。

(6) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。

(7) 過去3年以内に札幌市その他官公庁に対する感染性廃棄物の処理業務の受託実績を有すること。

(8) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく特別管理産業廃棄物（感染性廃棄物）の収集運搬及び処分業の許可を有すること。

5 入札書の提出方法等

(1) 契約条項を示す場所及び問い合わせ先

上記2に同じ。また、契約条項等は以下の札幌市ホームページにおいてもダウンロードすることができる。

掲載先 URL :

<https://www.city.sapporo.jp/zaisei/keiyaku-kanri/anken/ippan-koubo.html>

(2) 入札書の提出期限及び場所

令和5年3月22日（水）15時00分（必着とする。）

〒060-0042 札幌市中央区大通西19丁目 WEST19 3階 医療提供体制構築課

(3) 入札書の提出方法

入札書は別紙1の様式にて作成し、送付又は持参により提出すること（電送による提出は認めない。）。

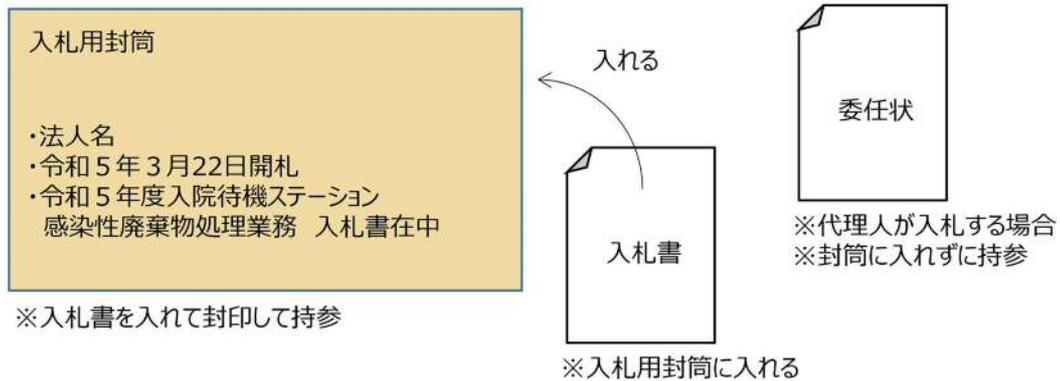
ア 入札書を持参する場合

入札書を封筒に入れ封印し、かつ、その封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「令和5年3月22日開札 令和5年度入院待機ステーション感染性廃棄物処理業務入札書在中」の旨を記載すること。また、代理人が入札する場合にあっては、委任状（別紙2）を入札書と同封せず提出すること。なお、土曜日、日曜日及び祝祭日は上記5(2)の提出場所が閉庁しているため、持参による提出はできないので注意すること。

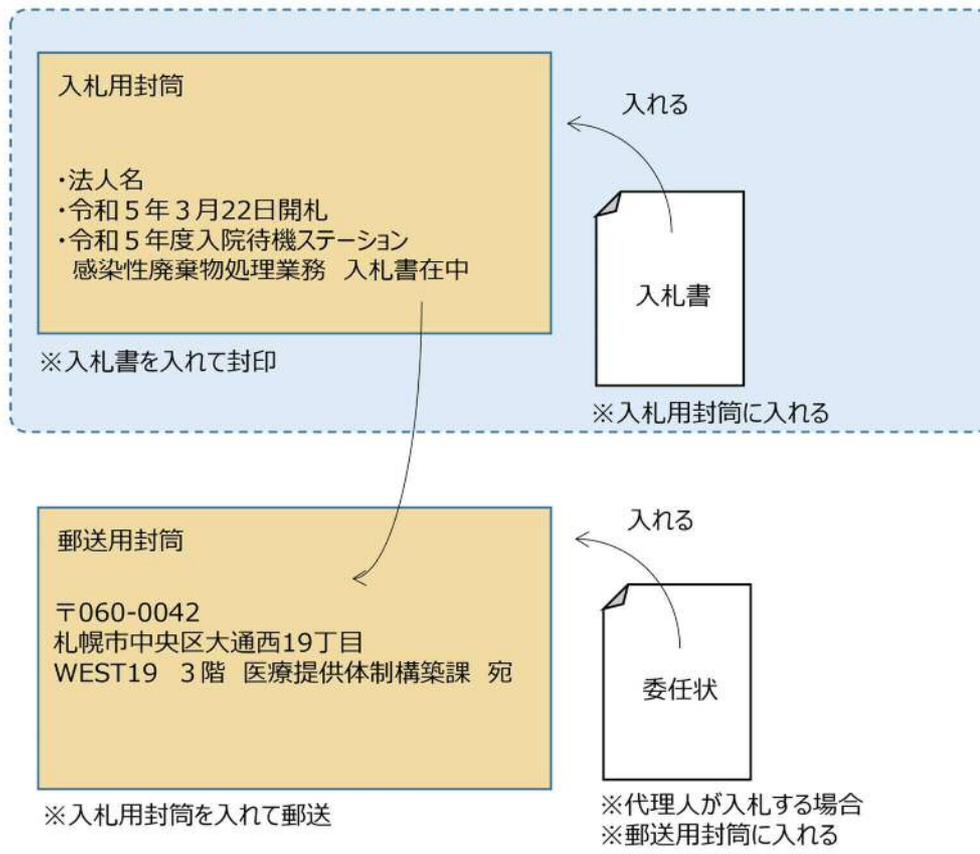
イ 入札書を送付する場合

二重封筒（入札用の内封筒、郵送用の外封筒）とし、入札書を内封筒に入れ封印し、かつ、その封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「令和5年3月22日開札 令和5年度入院待機ステーション感染性廃棄物処理業務入札書在中」の旨を記載すること。また、代理人が入札する場合にあっては、委任状（別紙2）は入札書と同封せず外封筒に入れること。

ア 入札書を持参する場合



イ 入札書を送付する場合



(4) 本件の仕様等に対する質問

ア 質問の提出方法

本件の履行場所については非公表のため、契約締結時に伝達する。なお、入札にあたり履行場所の詳細が必要な場合には、上記 2 の担当部局宛に電話又はメールにより問い合わせること。

また、履行場所を除く質問がある場合には、別紙 3 の質問票を上記 2 宛に持参、送付又はメールにより提出すること。

イ 質問の提出先及び提出期限

上記 2 の契約担当部局へ、上記 1 の告示の日から令和 5 年 3 月 15 日（水）17 時 00 分までに提出すること（郵送の場合は同日必着）。なお、履行場所に係る電話又はメールの質問についても同日時までとする。

ウ 質問に対する回答

質問者に対しては、令和 5 年 3 月 17 日（金）までにメールにより回答する。

エ 質問の公表

質問票により提出された質問及び回答については上記ウと同日までに札幌市保健所ホームページ上に公表する。ただし、履行場所に係る質問及び回答については公表しない。

(5) 入札の無効

本説明書に示した入札参加資格の無い者のした入札、入札に関する条件に違反した者のした入札その他札幌市契約規則第 11 条各号又は札幌市競争入札参加者心得第 8 項各号の一に該当する入札は無効とする。

(6) 入札の延期等

次のいずれかに該当したときは、当該入札を延期し、中止し、又はこれを取り消すことがある。

ア 入札者が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められたとき

イ 天災その他やむを得ない事情が発生した場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき

ウ 調達を取りやめ、又は調達内容の仕様等に不備があったとき

(7) 代理人による入札

ア 代理人が入札する場合には、入札書に競争入札参加資格者の氏名又は名称及び住所並びに代理人であることの表示、及び当該代理人の氏名を記入して押印（外国人の署名を含む。）をしておくとともに、入札時に委任状（別紙 2）を提出しなければならない。

イ 入札者又はその代理人は、本調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

(8) 開札日時及び場所

令和 5 年 3 月 22 日（水）16 時 30 分に上記 5 (2) の場所において行う。

ただし、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（平成 10 年法律第 114 号）における新型コロナウイルス感染症の位置付けが変更される影響等により、開札日時前に本業務の委託が不要となった場合は、入札を中止することがある。

ア 開札は、新型コロナウイルスの感染拡大防止を図るため、原則として入札者またはその代理人の立ち合いが無い状態で実施する。なお、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。

イ 入札者又はその代理人は、上記アの趣旨を理解したうえでなお開札への立ち合いを希望する場合には、事前に開札への立ち合いを希望する旨を契約担当課あてに連絡すること。

ウ 開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。

エ 入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する委任状を提示しなければならない。

6 その他

(1) 入札保証金

免除する。

(2) 契約保証金

契約を締結しようとする者は、契約金額（単価に予定数量を乗じて得た額）の 100 分の 10 に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定の日の翌日から起算して 5 日後（5 日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日）までに納付しなければならない。なお、指定期日までに納付がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を行う。

ただし、札幌市契約規則第 25 条各号の一に該当するときは、契約保証金を免除することがある。

(3) 契約書作成の要否

ア 競争入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、遅滞なく契約書を取り交わすものとする。

ただし、契約保証金の納付義務がある場合は、その納付が確認された後とする。

イ 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、更に市長が当該契約書の案の交付を受けてこれに記名押印するものとする。

ウ 上記イの場合において市長が記名押印したときは、当該契約書の 1 通を契約の相手方に送付するものとする。

エ 市長が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

(4) 最低制限価格の設定

無し。

(5) 落札者の決定方法

ア 落札者の決定

札幌市契約規則第7条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札候補者として、落札を保留のうえ下記ウの審査を行い、その結果、入札参加資格を有する者と確認できた場合に、落札候補者を落札者とする。

イ 同額抽選

落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者の審査の順位を決定するものとする。この場合において、当該入札者又はその代理人がくじを直接引くことができないときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員がくじを引くものとする。

ウ 入札参加資格の審査

落札の決定を保留した後、落札候補者が、入札参加資格を有する者であるかを審査（事後審査方式）する。

落札候補者は、開札日の翌日から起算して3日以内（土曜日、日曜日及び休日を除く。）に、事後審査に関する書類（入札参加資格確認申請書（別紙4）、資本関係・人的関係申出書（別紙4）、契約実績調書（別紙5）、特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証の写し、特別管理産業廃棄物処分業許可証の写し）を提出しなければならない。

なお、指定期限までに提出がない場合は、当該落札候補者のした入札を、入札参加資格のない者のした入札とみなし無効とする。

エ 入札参加資格を有しなかった者の取扱い

上記ウの審査の結果、落札候補者が、入札参加資格を有しない者であることを確認した場合は、その者の入札を無効とする。この場合には、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格を持って入札（有効な入札に限る。）した者を、新たな落札候補者として、上記ウの審査を行う。以後、落札者が決定するまで同様の手続きを繰り返す。

(6) 免税事業者であることの申出

落札者が、消費税法（昭和63年法律第108号）に基づく消費税及び地方税法（昭和25年法律第226号）に基づく地方消費税に関し、免税事業者である場合には、落札決定後、直ちに消費税及び地方消費税免税事業者申出書（別紙6）を提出しなければならない。

(7) 契約条項

契約書（案）（別紙7）のとおり

(8) 入札参加資格が認められなかった者に対する理由の説明

入札参加資格が認められなかった者は、本市に対して入札参加資格が認められなかった理由について、原因となった事実を知り、又は合理的に知り得たときから10日以内（休日を除く。）に、次に従い、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。

ア 提出場所

上記2に同じ。

イ その他

提出は持参することにより提出するものとし、送付又は電送によるものは受け付けない。